

県税のしおり



鹿児島県

目 次

県の財政	1
税金の種類	3
県税のあらまし	5
個人県民税	5
県民税利子割	8
県民税配当割	9
県民税株式等譲渡所得割	9
個人事業税	10
法人県民税	12
法人事業税	14
不動産取得税	17
自動車税環境性能割	20
自動車税種別割	21
鉱区税	24
核燃料税	24
地方消費税	25
県たばこ税	27
ゴルフ場利用税	27
軽油引取税	28
狩猟税	29
産業廃棄物税	30
みんなの森づくり県民税	30
延滞金・加算金	31
納税者のための制度	32
県税の納税方法	33
県税の納税証明書	35
個人住民税の特別徴収制度	36
県税の電子申告	38
県税関係の申請書・届出書のダウンロード	39
納税カレンダー(主なもの)	40
お問い合わせ先	41
令和7年度税制改正(県税関係)のあらまし	45

【表紙について】

令和6年度「税に関する絵はがきコンクール」にて、最優秀賞に選ばれた
指宿市立丹波小学校 6年 今村 隆葵さんの作品です。

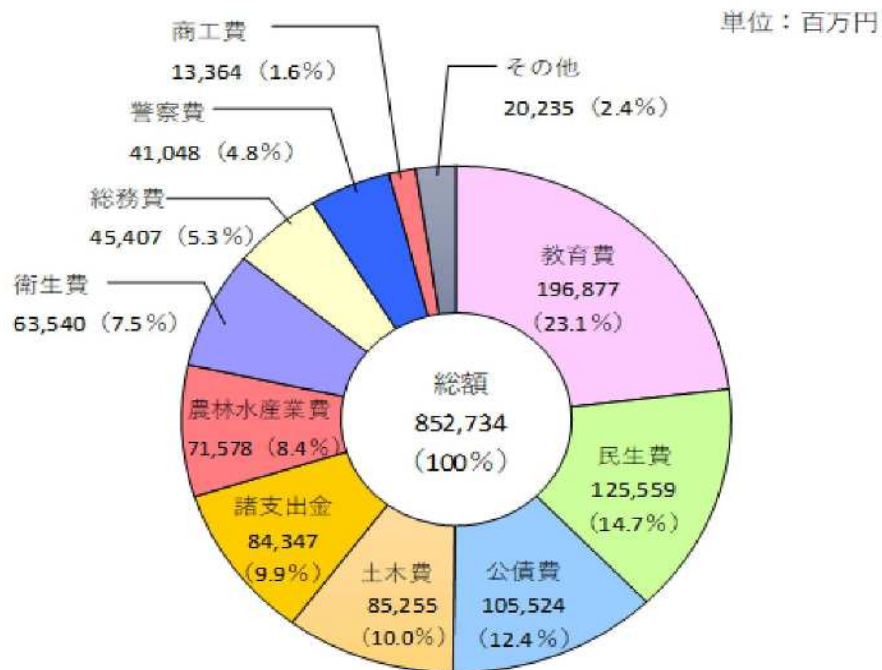
県の財政

県では、「誰もが安心して、活躍できる鹿児島」を目指し、引き続き「稼ぐ力」の向上やそれらの産業を支える人材の確保・育成、子ども・子育て支援施策の充実・強化など、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げた各般の施策を推進することとしています。

県の予算はこうに使われています。

令和7年度一般会計歳出予算(当初)

令和7年度一般会計歳出当初予算の規模は、8,527億3,400万円となり、前年度当初予算に対し、1.5パーセントの減額となりました。

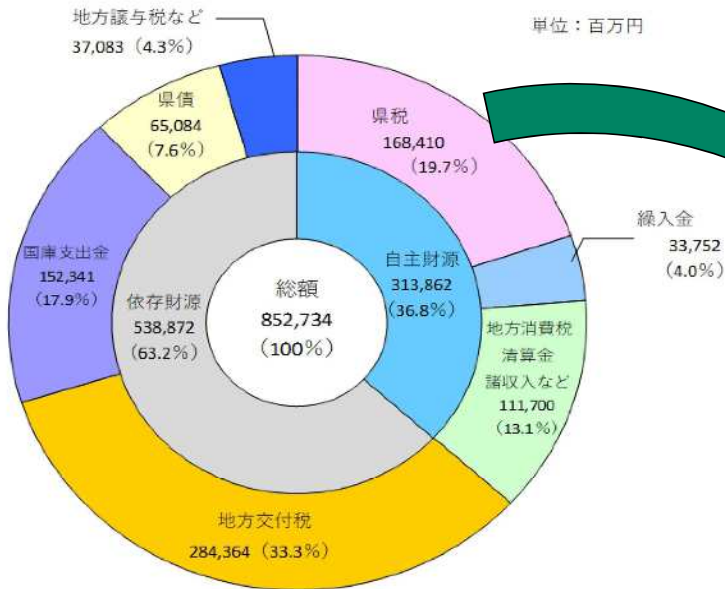


(注) 端数処理のため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

県の予算はこのようにまかなわれています。

令和7年度一般会計歳入予算(当初)

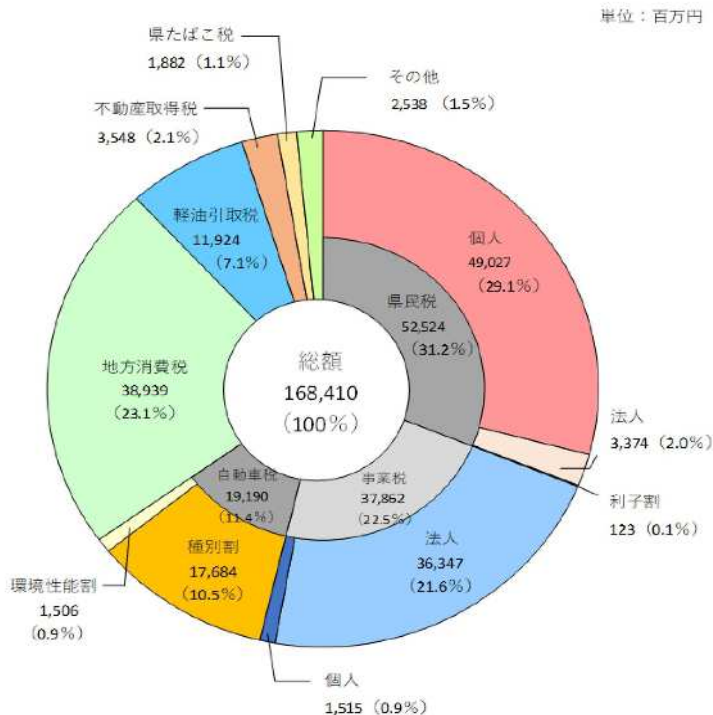
県の仕事にかかる経費は、県税、地方交付税、県債、国庫支出金等でまかなわれています。
令和7年度の鹿児島県の歳入予算額は、8,527億3,400万円で、このうち県民の皆様に納めていただく県税は、1,684億1,000万円となり、これは歳入全体の18.9%を占める県の重要な財源となっています。



(注) 端数処理のため、「自主財源」「依存財源」の構成比は内訳の計と必ずしも一致しない。

令和7年度県税歳入予算(当初)

みなさまに納めていただく県税の収入予算のうち、全体に占める割合が一番大きい税は、個人県民税(490億2,700万円、県税に占める割合29.1%)で、次いで地方消費税(389億3,900万円、同割合23.1%)、法人事業税(363億4,700万円、同割合21.6%)、自動車税種別割(176億8,400万円、同割合10.5%)となっています。



(注) 端数処理のため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

豆知識

- 県税…県民の方等が県に納める税金
- 県債…県が銀行等から借りのお金(次の年度以降に返すもの)
- 地方交付税…国の税金の中から一定の決まりに従って県に入ってくるお金
- 国庫支出金…国が県に交付する、使い道の決められているお金

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。

地方税はさらに、県(都道府)に納める「県(都道府)税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

国 税

- 所得税** 個人の一年間の所得に対してかかります。
- 復興特別所得税** 平成25年から令和19年までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額が課されます。
- 森林環境税** 個人住民税の納税義務のある者にかかります。
- 法人税** 株式会社・協同組合等の法人の所得に対してかかります。
- 地方法人税** 法人税の納税義務のある法人にかかります。
- 特別法人事業税** 法人事業税(所得割額・収入割額)の納税義務のある法人にかかります。
※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止され、特別法人事業税として課税されます。
- 相続税** 亡くなった人の財産を相続や遺贈によってもらったとき、そのもらった者にかかります。
- 贈与税** 贈与によって財産をもらったとき、そのもらった者にかかります。

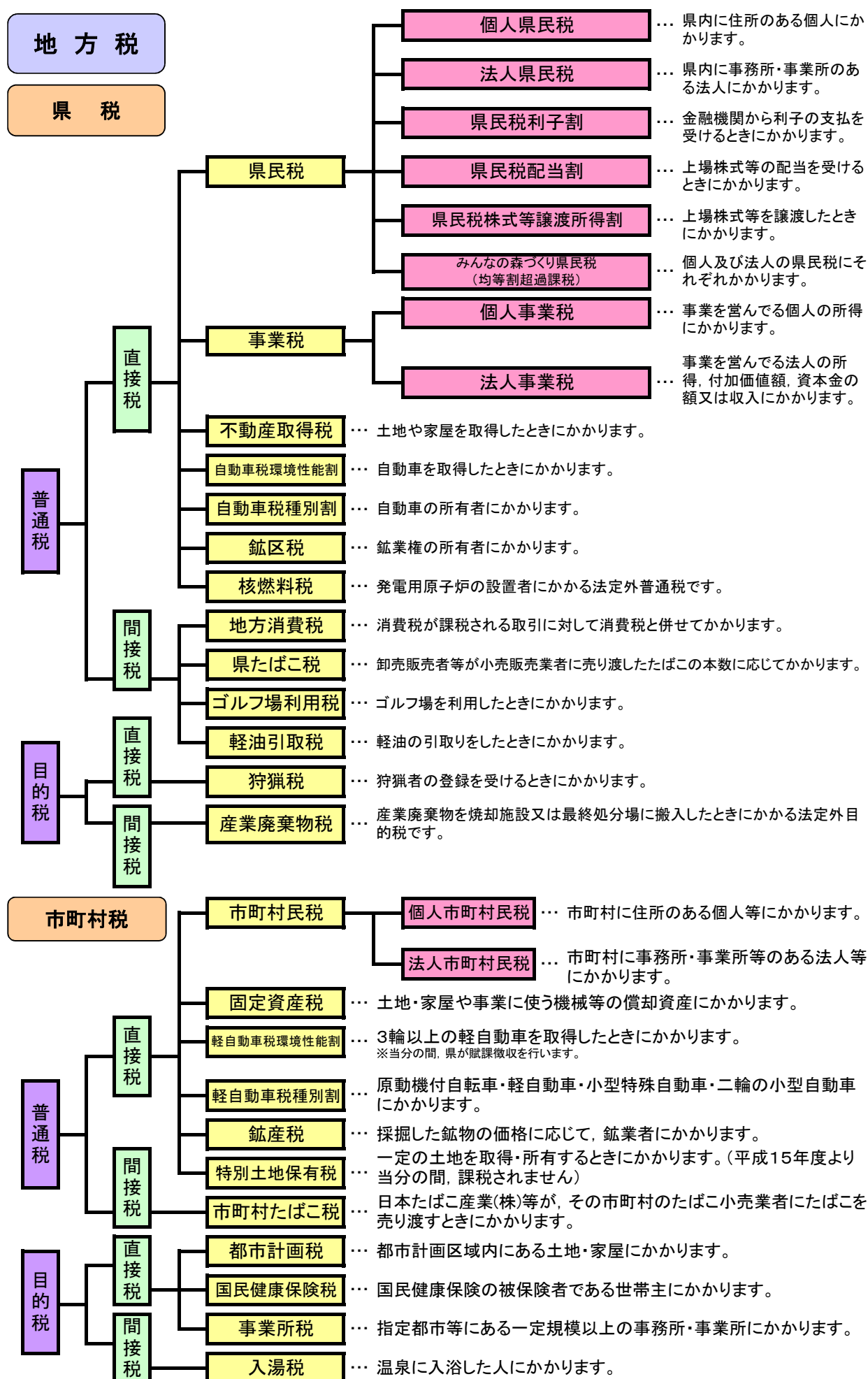
直接税

- 消費税** 物品・サービスの売上げや、輸入品にかかります。
- 酒税** 清酒・焼酎・ビール・ウイスキー等の酒類にかかります。
- たばこ税** たばこにかかります。
- たばこ特別税**
- 揮発油税** 主として自動車の燃料に用いられるガソリン等にかかります。
- 地方揮発油税**
- 航空機燃料税** 航空機燃料にかかります。
- 石油ガス税** 自動車(主にタクシー)用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスにかかります。
- 石油石炭税** 原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかります。
- 自動車重量税** 車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかります。
- 印紙税** 契約書や領収書などのような経済取引に際して作成される文書にかかります。
- 登録免許税** 不動産・船舶・会社等の登記や登録をするときにかかります。
- 国際観光旅客税** 航空機または船舶により出国する一定の者にかかります。
- 電源開発促進税・とん税・特別とん税・関税**

間接税など

税金の分類

- 直接税…税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人が同一人である税金
- 間接税…税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人が異なる税金
- 普通税…一般的な財源に充てられる税金
- 目的税…特定の行政活動のための財源に充てられる税金



県税のあらまし

個人県民税

この税は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただくもので、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されるものです。

個人市町村民税と併せて一般に個人住民税と呼ばれています。

■納める人

- 1 毎年1月1日現在で県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 2 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を有し、その事務所等が所在する市町村に住所がない人……………均等割

■納める額

均等割	1,500円(うち500円はみんなの森づくり県民税相当額です。)	※みんなの森づくり県民税については、P30を参照
所得割	課税所得金額の4%	

《参考》市町村民税は次のとおりです。

均等割	3,000円
所得割	課税所得金額の6%

《参考》森林環境税(国税)は次のとおりです。

均等割	1,000円
-----	--------

《所得割額の計算方法》※一般的な例

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \text{(サラリーマンの場合は給与所得控除額)} \\ \hline \end{array} \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{上記税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 土地・建物等の譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

■申告と納税

個人県民税の課税と収納の事務は、個人市町村民税と併せて市町村が行っています。

1 申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告します。

ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみの方は、原則としてこの申告をする必要はありません。

2 納税

○給与所得者

給与の支払者(会社など)が、通常は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納めます。

○公的年金等所得者(4月1日現在 65歳以上の年金受給者)

年金保険者(社会保険庁など)が、年金支払い月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に、各支払い時の年金から差し引いて納めます。

○上記以外の所得者

市町村から送付される納税通知書により、通常6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めます。

■所得控除

種 類	令和7年度住民税の所得控除額	(参 考) 令和6年分所得税の所得控除額
雑損控除	1か2のうち多い額 1 $\left[\begin{array}{c} \text{損失額} - \text{保険金等の} \\ \text{補 填 額} \end{array} \right] - \left(\begin{array}{c} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} \times 10\% \right)$ 2 $\left[\begin{array}{c} \text{災害関連} \quad \text{保険金等の} \\ \text{支出額} \quad \text{補 填 額} \end{array} \right] - 50,000\text{円}$	同 左(※1)
医療費控除	1か2のうち有利な方を選択 1 $\left[\begin{array}{c} \text{6年中に支払った医療費} \\ \text{(保険金等の補填額を除く)} \end{array} \right] - \left(\begin{array}{c} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} \times 5\% \right)$ ※控除最高限度額=200万円 (注)10万円超のときは10万円 2 医療費控除の特例(控除限度額 88,000円) $\left(\begin{array}{c} \text{6年中の特定一般用} \\ \text{医療品等購入費の金額} \\ \text{(保険金等の補填額を除く)} \end{array} \right) - 12,000\text{円}$	同 左(※1) (6年中に支払った医療費の額で計算)
社会保険料控除	6年中に支払った額	6年中に支払った額
小規模企業 共済等掛金控除	6年中に支払った額	6年中に支払った額
生命保険料控除	1 一般の生命保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円	新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円
	2 介護医療保険料 最高 28,000円	最高 40,000円
	3 個人年金保険料 新契約(※2) 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円	新契約(※2) 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円
	1, 2, 3を合わせた場合 最高 70,000円	最高120,000円
地震保険料控除	1 最高25,000円	最高 50,000円
	2 旧長期損害保険・・・最高10,000円(※3)	最高 15,000円(※3)
	1, 2両方の場合・・・最高25,000円	最高 50,000円
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族 1人につき・・・26万円 (特別障害者の場合・・・30万円) (同居特別障害者の場合・・・53万円)	27万円 (特別障害者の場合・・・40万円) (同居特別障害者の場合・・・75万円)
寡婦控除	本人が寡婦・・・26万円	27万円
ひとり親控除	本人がひとり親(※4)・・・30万円	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生・・・26万円	27万円
配偶者控除	控除対象配偶者・・・33万円	38万円
	70歳以上の控除対象配偶者・・・38万円	48万円
配偶者特別控除	最高33万円	最高38万円
扶養控除	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)・・・33万円	38万円
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)・・・45万円	63万円
	一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)・・・33万円	38万円
	70歳以上の扶養親族・・・38万円	48万円
	70歳以上の同居の親等・・・45万円	58万円
基礎控除	最高43万円	最高48万円

※1 総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。

※2 新契約とは、平成24年1月1日以後に契約されたものをいいます。

※3 平成18年末までに締結した長期損害保険にかかる保険料については、従前どおり、損害保険料控除を適用できます。(地震保険料控除と併用することができます。)

※4 ひとり親とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死不明などの人のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除後)が48万円以下の生計を一にする子があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未婚の妻・夫)の記載がされていないこととの要件を満たす人をいいます。

※ 令和7年度の住民税は、令和6年中の所得にかかります。

※ 寡婦控除から基礎控除までは、所得要件があります。

■税額控除

項 目	内 容
外国税額控除	外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
配当控除	株式の配当所得がある場合、その金額に一定の率(県民税0.15%～1.2%, 市町村民税0.2～1.6%)を乗じた金額が控除されます。
調整控除	税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するため、次の計算に従って求めた金額が控除されます。 〈控除額〉 ● 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次の①、②のいずれか少ない額×5%(県民税2%, 市町村民税3%) ① 人的控除差額の合計額 ② 個人住民税の課税所得金額 ● 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除差額の合計額－(課税所得金額－200万円)}×5%(県民税2%, 市町村民税3%) ※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円, 市町村民税1,500円)
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	所得税の住宅借入金等特別控除が適用される方(平成21年から令和7年12月末までに入居された方)で、所得税において控除しきれなかった額が生じた場合は、住民税から控除することができます。 〈控除額〉 ① 平成26年3月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ② 平成26年4月から令和4年12月末までの居住の場合(令和4年は契約期間に定めあり) 前年度所得税の課税総所得金額の7%を限度とし、最大13.65万円 ※ 令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住した場合、一定の要件を満たせばさらに控除期間を3年延長し、年末ローン残高の2%(2/3×3年間)の範囲で減税。 ※ 令和4年入居は、消費税率10%適用の住宅取得であり、契約期間が下記の場合 新築 ⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 建売・中古・増改築等⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで ③ 令和4年1月から令和7年12月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ※ 一定の要件を満たす住宅については、控除期間を13年とし、年末ローン残高の0.7%の範囲で減額
寄附金税額控除	都道府県、市区町村、鹿児島県共同募金会及び日本赤十字社鹿児島県支部に対する寄附金について、一定の方法により計算された金額が控除されます。 また、所得税の寄附金控除が認められる寄附金のうち、県が条例で指定した寄附金(県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金)及び知事が指定した法人等に対する寄附金についても、申告により一定の額が個人県民税の税額から控除されます。 〈控除額〉 1 (寄附金額－2,000円)×10%(県民税4%, 市町村民税6%) 2 都道府県、市区町村に対する寄附金の場合、住民税の所得割額の2割を上限として次を加算 (寄附金額－2,000円)×(90%－0～45%) ※ 0～45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率です。所得税の限界税率とは、所得税を計算するときに適用される最も高い税率を指します。 〔注〕寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。
配当額・株式等譲渡所得割額の控除	特別徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合には、他の所得と合算して所得割額が課税されるとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

県民税利子割

この税は、金融機関等から受け取る利子等について、支払を受けるときに課税されるものです。

■納める人

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人

■納める額

利子等の額の5%（同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）

※ 利子等には、公社債、預貯金の利子のほか、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。ただし、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外された上、配当割の課税対象となりました。

■申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

■非課税

種 類	非課税限度額	対象者
マル優（少額貯蓄非課税制度）	元本それぞれ 350万円	遺族基礎年金を受給する妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人等
特別マル優（少額公債非課税制度）		
財 産 形 成 住 宅 貯 蓄	元本合計550万円	勤労者
財 産 形 成 年 金 貯 蓄		

※ 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります。（当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預金の利子等）

■市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

県民税配当割

この税は、株式会社等から受け取る一定の上場株式等の配当等(特定配当等)について、支払を受けるときに課税されるものです。

※ 平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については配当割の課税対象となりました。

■納める人

特定配当等の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人

※ 源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける人の場合は、当該支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

■納める額

支払を受ける特定配当等の額の5%(同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。)

■申告と納税

株式会社等が特定配当等の支払の際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた配当等は、証券会社等が年間分を一括して翌年の1月10日までに納めます。

■市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

この税は、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡に係る所得等について、支払を受けるときに課税されるものです。

※ 平成28年1月1日以降の源泉徴収口座内における特定公社債等の譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象となりました。

■納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た個人で、当該譲渡益の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

■納める額

源泉徴収選択口座内の株式等譲渡所得の額の5%(同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。)

■申告と納税

証券会社等が年間の損益を計算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

■市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

個人事業税

この税は、個人が事業を行う場合、事業活動を行う上で様々な行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくという趣旨で設けられたもので、前年中に一定の事業所得のあった方に課税されるものです。

■納める人

県内に事務所(事業所)を有し、次の表に掲げる事業を行っている個人

■納める額

$$\text{税 額} = \text{事業の課税所得金額} \times \text{税 率}$$

区 分	事 業 の 種 類						税 率
第1種事業 (37業種)	物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業	不 動 産 貸 付 業		5%
	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業	電 気 通 信 事 業	運 送 業		
	運 送 取 扱 業	船 舶 定 係 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業		
	印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業		
	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業	仲 立 業		
	問 屋 業	両 替 業	公 衆 浴 場 業	の うち サウナ等	演 劇 興 行 業		
	遊 技 場 業	遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業		
	興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業				
第2種事業 (3業種)	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業				4%
第3種事業 (30業種)	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業	弁 護 士 業		5%
	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業	弁 理 士 業	税 理 士 業		
	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業	社 会 保 険 労 務 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業		
	不 動 産 鑑 定 業	デ ザ イン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業		
	ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業	の うち 銭 湯	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業		
	測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業			
	あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 ・ は り ・ き ゅ う ・ 柔 道 整 復 等 そ の 他 の 医 業 に 類 す る 事 業				装 蹄 師 業		3%

事業の課税所得金額

前年の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、事業専従者控除、損失の繰越控除、事業主控除等の各種控除を行った金額です。

※ 所得税にある、青色申告特別控除の制度はありません。

必要経費

商品や製品の売上原価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課(事業税、固定資産税、自動車税等)、使用人の給与等で事業の収入を得るために必要な一切の経費をいいます。

■申告と納税

1 申告

前年分の事業の所得について、毎年3月15日までに、事務所等の所在地を管轄する県の地域振興局・支庁へ申告してください。

ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出された方は、申告の必要はありません。

※ この場合、申告書の事業税に関する事項を漏れなく記載してください。

年の途中で事業を廃止された方は、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止した場合は4か月以内)に申告してください。

○ マイナンバー制度の開始により、平成28年1月1日以降に提出する申請・届出書には個人番号を記載する必要があります。

※ 個人番号(マイナンバー)を記載した書類を提出する際、個人番号カード等の提示による番号確認・身元確認が必要となります。

2 納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書によって、年2回(8, 11月)に分けて納付します。ただし、税額が1万円以下の方は、8月の1回のみになります。

(口座振替も利用できます。)

■各種控除

種 類	青色申告者	白色申告者
1 事業専従者控除 事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	配偶者………86万円 配偶者以外………50万円を控除できます。
2 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	控除できません。
3 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・風水害・火災等により事業に使っていた資産(建物・機械・車両等)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	
4 特定非常災害に係る損失の繰越控除 特定非常災害指定を受けた災害により生じた損失の割合が 10%以上である場合	その年に発生した全純損失を5年間にわたって控除できます。	特定被災事業用資産の損失と変動所得に係る損失を5年にわたって控除できます。
	10%未満の場合	特定被災事業用資産の損失を5年にわたって控除できます。
5 事業用資産の譲渡損失控除及び事業用資産の譲渡損失繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両等を譲渡	損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。
6 事業主控除	年額290万円が控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。 (1月に満たない端数は切り上げます。))	

個人事業税の
納税は便利な
口座振替で!



個人事業税は、電話、電気、水道料金等のように、預貯金口座からの振替による納税ができ、大変便利ですのでぜひ御利用ください。
詳しくは、県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。

法人県民税

この税は、会社等の法人も個人と同様に事業活動を行う上で様々な行政サービスを受けていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担してもらうという趣旨で設けられたもので、県内に事務所や事業所等を有する法人に課税されるものです。

■納める人

法人等の区分		均等割	法人税割
県内に事務所(事業所)がある法人		○	○
県内に事務所(事業所)はないが、寮、宿泊所、クラブ等を持っている法人		○	
公共法人	県内に事務所(事業所)がある場合	○ (一部×)	
公益法人等 人格のない社団等	県内に事務所(事業所)があり、収益事業を行っている場合	○	○
公益法人等	県内に事務所(事業所)があり、収益事業を行っていない場合又は県内に寮等のみがある場合	○ (一部×)	

■納める額

税 額	=	均等割	+	法人税割
-----	---	-----	---	------

- 1 均等割 法人の資本金等の額に応じた定額の金額です。

法人等の区分	税率(税額)
(1) 資本金等の額が1千万円以下の法人 公共法人・公益法人等、人格のない社団等、一般社団・財団法人(非営利型以外)、 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く)	年額 21,000円 (1,000円)
(2) 資本金等の額が1千万円超～1億円以下の法人	年額 52,500円 (2,500円)
(3) 資本金等の額が1億円超～10億円以下の法人	年額136,500円 (6,500円)
(4) 資本金等の額が10億円超～50億円以下の法人	年額567,000円 (27,000円)
(5) 資本金等の額が50億円超の法人	年額840,000円 (40,000円)

※ 税率(税額)の欄の()内の額は、均等割額のうちのみんなの森づくり県民税相当額です。

みんなの森づくり県民税は、従来の均等割額の5%に相当する額で、平成17年4月1日以降に開始する事業年度分の法人県民税から適用されています。

※ 事業年度が1年未満の場合は、月割計算した金額になります。

(1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てます。)

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、税率区分の基準となる資本金等の額については、資本金等の額に無償増減資等の額を加減算するとともに、資本金等の額が「資本金+資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金+資本準備金」の額を税率区分の基準とします。

- 2 法人税割 法人税(国税)の額に次の税率をかけた金額です。

法人等の区分	税 率
(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	1.8%
(2) 保険業法に規定する相互会社	
(3) 法人税額が年1千万円を超える法人 ※	
(4) (1)～(3)以外の法人	1.0%

※ (3)の「年1千万円」は、事業年度が1年未満の場合、月割計算します。(1月に満たない端数は切り上げます。)

○分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、

法人税額	÷	全従業者数	×	当県の事務所等の従業者数
------	---	-------	---	--------------

に上の表の税率をかけた金額になります。

■ 申告と納税

申告の種類		納める額		申告と納税の期限
1 中間申告 事業年度が 6月を超える 法人	(1) 予定申告	前事業年度の 法人税割額 × 6 前事業年度の月数 + 均等 割額		事業年度開始の 日以後6月を経 過した日から2月 以内
	(2) 仮決算に基づく 中間申告	法人税額 × 税率 + 均等割額		
2 確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) － 中間納付額		事業年度終了の日か ら2月(会計監査人の 監査を受けること等 の理由によって決算 が確定しない法人に あっては3月)以内
3 修正申告	(1) 申告した県民税額 に不足額があった とき	法人税の総額 × 税率－既納付額		速やかに
	(2) 法人税について修正 申告をしたとき又は 更正を受けたとき			法人税を納付す べき日
4 公共法人 公益法人等で収益事業を行わないもの		均等割額		4月30日

※ 前事業年度の法人税額 × 6 / 前事業年度の月数が10万円以下となった場合や、当県に事務所等を設置した最初の事業年度、公益法人等、人格のない社団等については、中間申告(1)(2)とも)を行う必要はありません。

法人事業税

この税は、会社等の法人が事業を行う場合には、道路・港湾・教育・保健衛生その他各種の公共施設を利用し、様々な行政サービスを受けていることから、その経費を負担していただくという趣旨で設けられたもので、県内に事務所又は事業所を有する法人に課税されるものです。

■納める人

- 1 県内に事務所(事業所)を有し、事業を行っている法人
- 2 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの)

■納める額

$$\text{税 額} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額} + \text{収入割額}$$

所得割額 所得

付加価値割額 付加価値額(収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益)
※ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、その超える額(雇用安定控除額)を収益配分額から控除します。

資本割額 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定された額)
※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が「資本金+資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金+資本準備金」の額が資本割の課税標準となります。

収入割額 収入金額(電気供給業、ガス供給業及び保険業)

1 普通法人(外形標準課税対象法人以外)

割	軽減税率	課税標準	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
		所得のうち年800万円超の金額	6.7%	7.0%
	軽減税率不適用法人	所得	6.7%	7.0%

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、全て5.3%です。

※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

※ 「軽減税率不適用法人」とは、三つ以上の都道府県に工場や支店等がある法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいい、「軽減税率適用法人」とは、それ以外の法人をいいます。特別法人や外形標準課税対象法人についても同様です。

2 特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)

割	軽減税率	課税標準	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円超の金額	4.6%	4.9%
	軽減税率不適用法人	所得	4.6%	4.9%

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、全て3.6%です。

※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

3 外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)

割	課税標準	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度の税率	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の税率	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		所得のうち年800万円超の金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	軽減税率不適用法人	所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
付加価値割	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%		
資本割	資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%		

※ 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した法人の清算所得については、所得割は全て2.9%です。
※ 平成22年10月1日以降に解散した法人は、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

4 電気供給業(下記5の事業を除く。), 導管ガス供給業, 保険業を行う法人

割	課税標準	平成24年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	0.9%	1.0%

5 電気供給業のうち小売電気事業等, 発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人
【資本金1億円超の法人】

割	課税標準	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1.0%	0.75%
付加価値割	付加価値額	—	0.37%
資本割	資本金等の額	—	0.15%

【資本金1億円以下の法人等】

割	課税標準	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1.0%	0.75%
所得割	所得	—	1.85%

6 ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

割	課税標準	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度の税率	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1.0%	0.48%
付加価値割	付加価値額	—	0.77%
資本割	資本金等の額	—	0.32%

申告と納税

申告の種類		納める額	申告と納税の期限
1 中間申告 〔事業年度が6月を超える法人〕	(1) 予定申告	$\left(\text{前事業年度の事業税額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right)$	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	課税標準額(所得等) × 税率	
2 確定申告		(課税標準額(所得等) × 税率) － 中間納付額	事業年度終了の日から2月(会計監査人の監査を受けること等の理由によって決算が確定しない法人にあっては3月)以内
3 修正申告	(1) 申告した所得等金額等に不足額があったとき	課税標準額(所得等) × 税率 － 既納付額	速やかに
	(2) 申告をした後に税務署の更正又は決定を受けたとき		法人税を納付すべき日

※ 外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人は、必ず中間申告が必要です。
これら以外の法人で法人税の中間申告義務がない法人、特別法人及び清算中の法人については、中間申告の必要はありません。
※ 申告と納税等は、法人県民税と併せて行います。

○ 分割基準

2以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額をあん分したものに税率をかけて計算した税額を申告し、納めます。

事業の種類	分割基準	
(1) (2)～(5)以外の業種 銀行業、証券業、保険業、 運輸・通信業、卸売・小売 業、サービス業 等	課税標準の2分の1:事務所数(各月末日の合計) 課税標準の2分の1:従業者数(事業年度末日現在)	
(2)製造業	従業者数(事業年度末日現在) ※資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍	
(3)鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル(事業年度末日現在)	
(4)ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額(事業年度末日現在)	
(5)電気供給業	発電事業等、 特定卸供給事業	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事務所等の総固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4:事務所等の所在する都道府県において発電所に接続 する電線の送電容量 課税標準の1/4:事務所等の総固定資産の価額
	小売電気事業等	課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者の数

(いずれも事業年度末日現在)

地方法人特別税(国税)の廃止及び特別法人事業税(国税)の創設

- 平成20年度税制改正で創設された地方法人特別税(国税)は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止し、法人事業税に還元することとされていましたが、令和元年度税制改正において、還元された法人事業税の税率を引き下げ、新たに特別法人事業税(国税)が創設されました。
- 特別法人事業税は国税ですが、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に譲与する仕組みです。
- 法人事業税と併せて都道府県への申告納付が必要となります。

適用期日

【地方法人特別税】平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

【特別法人事業税】令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用

納める人(地方法人特別税及び特別法人事業税)

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務がある法人

納める額(地方法人特別税及び特別法人事業税)

税 額	=	基準法人所得割額 又は 基準法人収入割額	×	税率
-----	---	----------------------	---	----

区 分	税 率			
	地方法人特別税	特別法人事業税		
	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人・特別法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	37.0%		
外形標準課税法人の基準法人所得割額	414.2%	260.0%		
特別法人の基準法人所得割額	43.2%	34.5%		
電気供給業のうち送配電事業、導管ガス供給業、保険業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%		
電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人の基準法人収入割額	43.2%	30.0%	62.5%	

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

不動産取得税

この税は、土地や家屋を取得した者に対して課税されるものです。
市町村が毎年課税する固定資産税とは異なり、取得したときに1回限り納めていただく税金です。

■納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、新築、増改築等によって取得した者（有償、無償を問いません。）

■納める額

$$\text{税 額} = \text{取得した不動産の価格} \times \text{税 率}$$

取 得 日	税 率		
	土 地	家 屋	
		住 宅	住宅以外
平成20年4月1日～令和9年3月31日	3%	3%	4%

※ 「不動産の価格」とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）です。
また、家屋を新築、増築等したときは家屋が台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により新たに評価した額です（実際の購入価格や建築工事費ではありません。）。
※ 令和9年3月31日までに取得した宅地等（宅地及び宅地評価された土地）は、不動産の価格が2分の1に軽減されます。

■申告と納税

1 申告

不動産を取得した日から30日以内に、その不動産所在の市町村を經由して、県の各地域振興局・支庁に申告します。ただし、当該期間内に表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合はこの限りではありません。

不動産取得申告書の提出に当たっては、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載及び本人確認の書類が必要となります。

2 納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、納税通知書に記載されている納期限までに納めます。

■免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- 取得した土地の価格が10万円未満の場合
- 建築（新築・増築・改築）した家屋の価格が23万円未満の場合
- 売買・贈与等により取得した家屋の価格が12万円未満の場合



■非課税（課税対象とならない場合）

次の場合には、不動産取得税は課税されません（なお、取得した方からの申立て等が必要になる場合があります。）。

- 相続により不動産を取得した場合
- 法人の合併又は分割により不動産を取得した場合（一定の要件があります。）
- 公共の用途に供する不動産を取得した場合（広く不特定多数の人の利用に供するもので、法律で定める一定の要件に該当するものが対象となります。）
- 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合
- 取り壊すことを条件として家屋を取得し、取得後使用することなく直ちに取り壊した場合（不動産としてではなく、動産を取得したとみられるときに限ります。）

※ これらの他にも非課税となる場合がありますので、詳しくは県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。

■住宅を取得したときの税の軽減措置

取得した住宅が、次の要件に該当する場合には、その住宅の価格から一定の額が控除されます。

$$\text{軽減される場合の税額} = \left(\text{不動産(住宅)の価格} - \text{控除額} \right) \times 3\%$$

区分	要 件	控 除 額										
新築（特例適用住宅）	●床面積（※1）の要件 50㎡以上240㎡以下 （戸建て以外の貸家は40㎡以上240㎡以下）（※2） ※1 別棟であっても、住宅に付属している車庫や物置等も床面積に含めます。 ※2 床面積の要件判定は、独立した区画ごとに行います。	1戸につき1,200万円 （不動産の価格が1,200万円未満である場合はその額）										
	上記のうち、平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合	1戸につき1,300万円 （不動産の価格が1,300万円未満である場合はその額）										
中古（耐震基準適合既存住宅）	次の全ての要件を満たすもの	次のとおり、取得した中古住宅の新築年月日に応じた額が控除されます。										
	●居住の要件 取得者個人がその住宅に居住するもの											
	●床面積の要件 50㎡以上240㎡以下											
	●築年数の要件 次のいずれかに該当する住宅											
	① 昭和57年1月1日以後に新築されたもの											
	② 上記①に該当しない住宅で、建築士等から耐震基準に適合していることの証明がされたもの（ただし、証明に係る調査が住宅の取得日前2年以内に終了しているもの）											
※ 耐震基準に適合しない中古住宅の取得であっても、取得後6か月以内に耐震改修を行い証明を受け居住した場合等、軽減を受けられる場合があります。		<table><tr><th>新築年月日</th><th>控除額</th></tr><tr><td>昭和56年7月1日（※3）～昭和60年6月30日</td><td>420万円</td></tr><tr><td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td><td>450万円</td></tr><tr><td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>平成9年4月1日以降</td><td>1,200万円</td></tr></table> ※3 昭和56年12月31日以前に新築された住宅については、耐震基準に適合していることの証明がされたものに限り（左記「●築年数の要件②」）。 なお、この証明がされた場合、他の要件を満たせば、昭和56年6月30日以前に新築された住宅についても、新築年月日に応じた額が控除されます。	新築年月日	控除額	昭和56年7月1日（※3）～昭和60年6月30日	420万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	平成9年4月1日以降	1,200万円
新築年月日	控除額											
昭和56年7月1日（※3）～昭和60年6月30日	420万円											
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円											
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円											
平成9年4月1日以降	1,200万円											

■住宅用土地を取得したときの税の軽減措置

住宅の敷地となる土地で次の要件に該当する場合には、その土地の税額から一定の額が軽減されます。

軽減される場合の税額		=	当初税額	-	軽減額
区分	要 件	軽 減 額			
新築住宅用土地	●土地を取得した日から2年以内(※4)に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合(ただし、次のいずれかの場合に限る。) ① 土地を取得した者が特例適用住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合 ② 土地を取得した者から最初にその土地を取得した者が特例適用住宅を新築した場合 ※4 令和8年3月31日までに土地を取得した場合には、3年以内となります。 ●特例適用住宅を新築した者が、新築後1年以内にその敷地を取得した場合 ●新築未使用の特例適用住宅とその敷地(いわゆる「土地付建売住宅」)を、その住宅の新築後1年以内(同時取得を含む。)に同じ者が取得した場合	●次の①、②のいずれか高い方が税額から軽減されます。 ① 45,000円 ② $\frac{\text{土地の1㎡当たりの価格(※5)}}{\text{住宅の床面積} \times 2(※6)} \times 3\%$ ※5 令和9年3月31日までに取得した宅地等(宅地及び宅地評価された土地)は、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1に相当する額を土地面積で除したものを「土地の1㎡当たりの価格」として、軽減される額を計算します。 ※6 200㎡が限度			
中古住宅用土地	●土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を同じ者が取得した場合 ●耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその敷地を同じ者が取得した場合 ●耐震基準適合既存住宅とその敷地を同時に同じ者が取得した場合 ※ 耐震基準に適合しない中古住宅の敷地の取得であっても、取得後6か月以内に耐震改修を行い証明を受け居住した住宅の敷地である場合等、軽減を受けられる場合があります(平成30年4月1日以降の土地の取得に限る。)				

■その他の主な軽減措置

- 災害で損害を受けた不動産に代わる不動産を取得した場合等
災害で損害を受けた不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合や、取得した不動産が納期限までに災害で損害を受けた場合には、税の減免を受けられる場合があります。
 - 公共事業のために譲渡した不動産に代わる不動産を取得した場合
公共事業のために不動産を譲渡し、譲渡した日から2年以内に代わりの不動産を取得した場合や、譲渡した日の前1年以内に代わりの不動産を取得していた場合には、税の軽減を受けられる場合があります。
 - 譲渡担保財産を取得した後、債権の消滅により譲渡担保財産が設定者に戻った場合
譲渡担保財産を取得した後、債権の消滅により、設定の日から2年以内に譲渡担保財産が設定者に戻った場合には、税の免除を受けられる場合があります。
- ※ 軽減措置を受けるためには、申請が必要になります。軽減措置の申請に必要な書類やその他の軽減措置について、詳しくは県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。

豆 知 識

- 不動産を取得したときにかかる税金は？
不動産取得税(県税)、相続税(国税)、贈与税(国税)、消費税(国税)・地方消費税(県税) 等
- 不動産を登記したときにかかる税金は？
登録免許税(国税)
- 不動産を所有しているときにかかる税金は？
固定資産税(市町村税)、都市計画税(市町村税) 等
- 不動産を譲渡したときにかかる税金は？
県民税(県税)、市町村民税(市町村税)、所得税(国税) 等

自動車税環境性能割

この税は、自動車(軽自動車を除く。)の取得に対して課税されるものです。

■納める人

自動車(軽自動車を除く。)を取得した人
〔割賦販売等で、自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買主(使用者)〕

■納める額

- 営業用の自動車 …… 取得価額の0%～2%
 - 家用用の自動車 …… 取得価額の0%～3%
- ※ 自動車の取得価額とは、自動車を取得するために、通常要する価額をいいます。
取得価額には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価額も含まれます。

【参考:乗用車の場合の税率】(バス・トラック等についても、別途区分が設定されています。)

区 分			令和7年4月～	
			営業用	自家用
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車	★★★★ H30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	R12(2030)年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
		R12(2030)年度燃費基準90%達成		1%
		R12(2030)年度燃費基準85%達成	0.5%	1%
		R12(2030)年度燃費基準80%達成	0.5%	2%
		R12(2030)年度燃費基準75%達成	1%	2%
		R12(2030)年度燃費基準70%達成	1%	3%
		上記以外	2%	3%
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準適合	R12(2030)年度燃費基準95%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	非課税	非課税
		R12(2030)年度燃費基準90%達成 かつ R2(2020)年度基準達成		1%
		R12(2030)年度燃費基準85%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	0.5%	1%
		R12(2030)年度燃費基準80%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	0.5%	2%
		R12(2030)年度燃費基準75%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	1%	2%
		R12(2030)年度燃費基準70%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	1%	3%
		上記以外	2%	3%

■申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局で新規登録又は所有権移転の登録をするときに、県の鹿児島地域振興局自動車税課へ申告し、納めます。

■免税・非課税

- 次の取得(主なもの)については、課税されません。
- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
 - 相続による取得
 - 法人の合併又は分割による取得
 - 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済等により、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得

■身体障害者等の減免

身体障害者等が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより減免されます。

■市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%に相当する金額が、県内の市町村に交付されます。

■軽自動車税環境性能割について

軽自動車を取得した場合に課税される軽自動車税環境性能割(市町村税)については、当分の間、市町村に代わり県が賦課徴収を行います。

自動車税種別割

この税は、自動車の所有者に対して課税されるものです。

■納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

〔割賦販売等で、自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買主(使用者)〕

■納める額(主なもの)

自動車の種類、用途、排気量等により年税額が決められています。

区 分		自家用 令和元年10月1日以降の新車		営業用
乗 用 車	総排気量 1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円
	総排気量 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円
	総排気量 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円
	総排気量 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
	総排気量 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
	総排気量 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円
	総排気量 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円
	総排気量 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	23,600円
	総排気量 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円	27,200円
	総排気量 6.0ℓ超	111,000円	110,000円	40,700円
ト ラ ッ ク (4人以上)	最大積載量 総排気量 1.0ℓ以下	13,200円		10,200円
	1トン以下 総排気量 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円		11,200円
	の場合 総排気量 1.5ℓ超	16,000円		12,800円
ト ラ ッ ク (3人以下)	最大積載量 1.0ℓ以下	8,000円		6,500円
	最大積載量 1.0ℓ超 2.0ℓ以下	11,500円		9,000円
	最大積載量 2.0ℓ超 3.0ℓ以下	16,000円		12,000円
	最大積載量 3.0ℓ超 4.0ℓ以下	20,500円		15,000円
	最大積載量 4.0ℓ超 5.0ℓ以下	25,500円		18,500円

■申告と納税

1 申告

自動車を購入、廃車、登録事項の変更等をしたときは、その都度、自動車税種別割の申告書を県の鹿児島地域振興局自動車税課へ提出します。

2 納税

毎年4月1日現在で自動車を所有している人が、県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、5月末日(土日祝日の場合は翌平日)までに納めます。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、登録のときに月割で納めます。

■身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合には減免されます。

納税通知書についている納税証明書は、車検を受ける際に使用することができます。
自動車検査証と一緒に大切に保管しましょう！



©鹿児島県ぐりぶー

自動車税種別割 Q&A



手放した自動車の納税通知書が届きました。どうしてですか？

運輸支局等での名義変更(移転登録)、抹消登録はお済みでしょうか？
自動車税種別割は、その年度の4月1日現在の所有者(所有権留保車については使用者)に納税義務があります。
知人に譲ったり、自動車販売店に下取りに出したりしたのに、納税通知書が届いたのは、その自動車の名義変更や抹消登録が3月31日までにされなかったからです。
まだ、手続がお済みでない方は、速やかに手続をしていただくとともに、今年度分の自動車税種別割については、新しい所有者等と相談するなどして納付をお願いします。



転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない！

住民票を移しても、自動車検査証の住所は変わりません。所管の運輸支局等で住所変更の手続をしてください。
また、鹿児島地域振興局自動車税課へも住所の変更について御連絡ください。



車検が切れている車や壊れて動かない車に税金がかかっている！

車検が切れたまま放置された自動車や、壊れて動かない自動車であっても、運輸支局等で抹消登録の手続をしないと自動車税種別割がかかりますので、一日も早く抹消登録の手続をしてください。



税金を納めた車を年度途中で手放した場合、税金はどうなりますか？

年度途中で手放した自動車が運輸支局等で抹消登録された場合には、その翌月からの税金が月割で還付されます。名義変更された場合は、法令の規定により、納められた税金は還付されません。



車検用の納税証明書を紛失しました。再発行できますか。

鹿児島県と国土交通省(運輸支局)との間で、自動車税種別割の納税情報を共有化していますので、納税証明書の提示を省略できます。

ただし、身体障害者等の減免・免除等の車両、納税後3週間程度の車両は例外となっていますので、鹿児島地域振興局自動車税課までお問い合わせください。

©鹿児島県ぐりぶー

■登録についてのお問い合わせ

鹿児島運輸支局登録部門

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-1
TEL 050-5540-2089

奄美自動車検査登録事務所

〒894-0007 奄美市名瀬和光町12-1
TEL 050-5540-2090

軽自動車検査協会 鹿児島事務所

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-38
TEL 050-3816-1761

軽自動車検査協会 鹿児島事務所奄美分室

〒894-0007 奄美市名瀬和光町12-4
TEL 050-3816-1762

自動車税種別割は
必ず納期内に
納めましょう！



■グリーン化特例

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の普及等を図るため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は税額を減額(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額(重課)する制度です。

1 軽課

令和5年4月から令和8年3月末までに新車新規登録した自動車について次該当する自動車については、新車新規登録の翌年度の1年間のみ、自動車税種別割が減額(軽課)されます。

対 象 自 動 車				軽課の内容
自家用乗用車, バス, トラック	電気自動車, 燃料電池自動車, 天然ガス自動車(※1), プラグインハイブリッド車			年税額の概ね 75%を減額
営業用乗用車	電気自動車, 燃料電池自動車, 天然ガス自動車(※1), プラグインハイブリッド車			
	ガソリン自動車 LPG自動車	平成30年排出ガス規制50%低減 又は 平成17年排出ガス規制75%低減 (★★★★)	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 50%を減額 (※2)
			令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	
	クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 75%を減額
			令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 50%を減額 (※2)

※1 平成30年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上Nox(窒素酸化物)の排出量が少ない自動車の対象です。

※2 令和8年3月末までに新車新規登録した自動車までが対象です。

2 重課

次に該当する自動車については、抹消登録するまで自動車税種別割が増額(重課)されます。

対 象 自 動 車	重課の内容
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	年税額の概ね15%を増額
新車新規登録から13年を経過したガソリン車(LPG車を含む。)	※バス・トラックは10%

※ 一般乗合用バス、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッド車、被けん引車は重課対象外です。

**自動車税種別割の納税は
便利な口座振替で！**



©鹿児島県ぐりぶー

自動車税種別割は、電話、電気、水道料金等のように、預貯金口座からの振替による納税ができ、大変便利です。ぜひ御利用ください。詳しくは、県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。

鉱区税

この税は、地下の埋蔵鉱物を試掘・採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対して課税されるものです。

■納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



■納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年額600円
	その他のもの	面積100アールごとに年額200円

■申告と納税

1 申告

鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から7日以内に申告が必要です。

申告書の提出にあたっては、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載及び本人確認の書類が必要となります。

2 納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、毎年4月1日現在の鉱業権者が5月末日までに納めます。また、年度の途中に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納めます。

豆 知 識

●砂鉱とは？

砂金、砂鉄、砂すず等の金属鉱のことです。

●試掘鉱区とは？

実際に採掘する前に鉱物があるかないか、採算がとれるかどうかをみるために採掘を行う鉱区のことです。

核燃料税

この税は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税される価額割と、発電用原子炉の熱出力に応じて課税される出力割とで構成されています。

■納める人

発電用原子炉の設置者（電力会社）

■納める額

- 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- 出力割：発電用原子炉の熱出力に応じた額（9.5%相当）※ 熱出力千kw当たり60,060円/3か月
※令和6年7月3日まで9.5%相当（54,150円/千kw/3か月）

■申告と納税

- 価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日までに、申告して納めます。
- 出力割：課税期間（6～8月、9～11月、12月～2月、3～5月）の末日の翌日から起算して2か月以内に、申告して納めます。

■税収の使途

- 原子力安全対策に充てる費用（防災対策費等）
- 環境保全対策に充てる費用（環境放射線監視センターの管理運営費、温排水影響調査費等）
- 民生安定対策に充てる費用（非常緊急用道路整備事業費、港湾整備事業費、交通安全施設整備事業費等）
- 産業振興対策に充てる費用（農道整備事業費、港湾整備事業費等）

地方消費税

この税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設されたもので、平成9年4月1日から実施されています。

資産の譲渡(商品を販売する取引等)や役務の提供(サービス取引等)等の国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、商品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。

■納める人

- 国内取引(譲渡割)・・・商品の販売、サービスの提供及び資産の貸付等を行った事業者(個人、法人)
- 輸入取引(貨物割)・・・輸入貨物を保税地域から引き取る者

■納める額(主なもの)

令和元年10月1日から

消費税額(国税)の78分の22(消費税率に換算すると2.2%相当額)

※ 地方消費税と消費税を合わせた税率は10%となります。

■申告と納税

- 国内取引(譲渡割)・・・消費税(国税)と併せて国(税務署)に申告納付します。
- 輸入取引(貨物割)・・・消費税(国税)と併せて国(税関)に申告納付します。

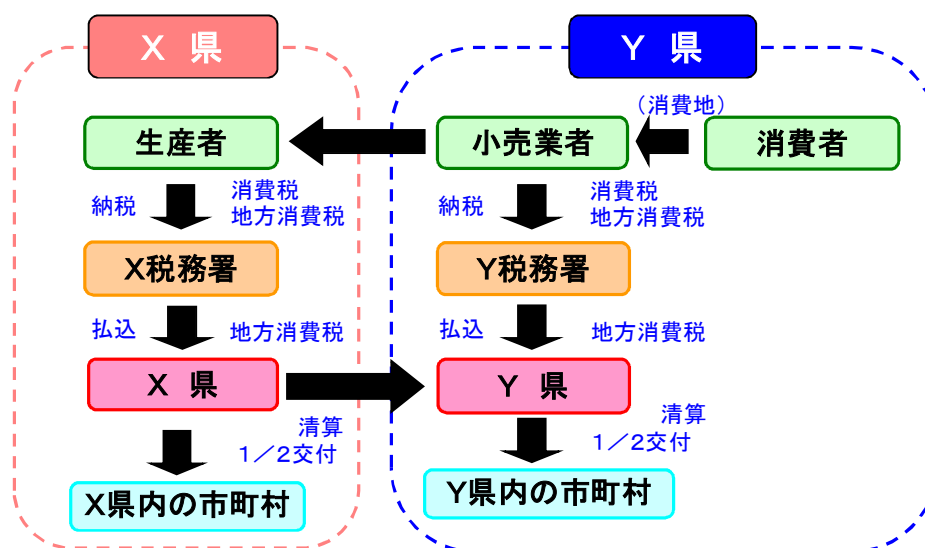
■都道府県間の清算

消費者の方に負担していただいた地方消費税は、各都道府県の消費に関する指標(経済センサス活動調査の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額、国勢調査の人口)により各都道府県間で清算され、消費地の都道府県の収入となるよう調整を行います。

■市町村への交付

都道府県間の清算後、その額の2分の1が消費に関する指標(国勢調査の人口、経済センサス活動調査の従業者数)に応じて市町村に交付されます。

■地方消費税のしくみ



■軽減税率制度

令和元年10月1日の消費税率10%への引上げと同時に、軽減税率制度が導入されました。

- 軽減税率:8%(国:6.24%, 地方:1.76%)〈標準税率:10%(国7.8%, 地方:2.2%)〉
- 対象品目:酒類及び外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

軽減税率(8%)の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



お買い物は県内で！

※H31.4発行 国税庁リーフレットから

■インボイス制度

- 令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が開始されました。

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

品目	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円
税率別	消費税	11,200円
税率別	消費税	3,200円
税率別	消費税	8,000円

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※R3.7発行 国税庁リーフレットから

県たばこ税

この税は、日本たばこ産業株式会社等が県内のたばこ小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、皆様がたばこを購入するときにその代金の中に含まれています。

■納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国たばこ輸入業者）、卸売販売業者

■納める額

1,000本あたり	
国たばこ税(国税)	6,802 円
たばこ特別税(国税)	820 円
県たばこ税(県税)	1,070 円
市町村たばこ税(市町村税)	6,552 円
合計	15,244 円



■申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が毎月の売り渡し分を翌月末日までに県の鹿児島地域振興局課税課に申告し、納めます。

■たばこは地元で買いましょう！

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、皆様のくらしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

■納める人

ゴルフ場を利用した人

■納める額

ゴルフ場の平日のビジターの利用料金やホール数によって、次のとおり8段階に分かれています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税額	400円	480円	560円	640円	800円	960円	1,120円	1,200円



■申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に税金分も受け取り、毎月分を翌月の15日までに県の各地域振興局・支庁に申告し、納めます。

■非課税

次の利用者については、課税されません。（該当する旨の証明がある場合に限りです。）

- 18歳未満の人
- 70歳以上の人
- 障害者
- 国民体育大会(公式練習含む)参加選手(同大会ゴルフ競技としての利用に限りです。)
- 学生、生徒及び教員(学校の教育活動としてゴルフを行う場合に限りです。)
- 国際競技大会(公式練習含む)参加選手(同大会ゴルフ競技としての利用に限りです。)

■市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%に相当する金額が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

軽油引取税

この税は、バスやトラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税されるもので、消費者等が軽油を引き取る際には、購入価格の中に含まれています。

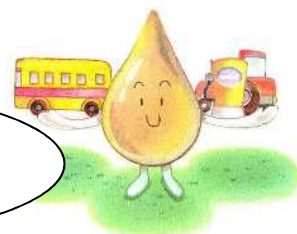
■納める人

特約業者又は元売業者から軽油を引き取った(購入した)人

■納める額

1リットルにつき、32円10銭

**軽油は県内で
買いましょう！**



■申告と納税

特約業者又は元売業者が代金と一緒に税金分も受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

■免税

石油化学製品を製造する事業を営む者が、当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油に係るものは免税となります。

また、特例として、一定要件に該当する次のものについては、令和9年3月31日までの期間に限り免税になります。

- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源に使用する場合
- 農業・林業用機械の動力源に使用する場合
- セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物の掘採事業・港湾運送業・倉庫業・廃棄物処理事業
木材加工業・木材市場業 等

■混和軽油の販売等に対する課税

軽油に灯油等を混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油等を混ぜて使用している場合にも、軽油引取税がかかります。

ただし、このような粗悪な燃料は環境汚染の原因にもなりますので、純正な軽油を使用しましょう。

■不正軽油に関する罰則

行為内容	罰 則
不正軽油製造者への材料、薬品等の提供・運搬	7年以下の拘禁若しくは700万円以下の罰金又は併科 (法人の場合2億円以下の罰金)
不正軽油の製造	10年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金又は併科 (法人の場合3億円以下の罰金)
不正軽油の運搬・保管、購入等	3年以下の拘禁若しくは300万円以下の罰金又は併科 (法人の場合1億円以下の罰金)
軽油引取税の脱税	10年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金又は併科 脱税額1千万円を超える場合は、脱税額相当の額の罰金

不正軽油ホットライン

099-286-2202

不正軽油に関する情報は「不正軽油ホットライン」へお寄せください。

不正軽油は
作らない！売らない！

豆 知 識

●元売業者とは？

軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したものです。

●特約業者とは？

元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で知事が指定したものです。

狩猟税

この税は、狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録を受けるときに課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる税金です。

■納める人

狩猟者の登録を受ける人



■納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割額を納める人	16,500円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	11,000円
網猟・わな猟	県民税の所得割額を納める人	8,200円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	5,500円
第二種銃猟(空気銃)	—	5,500円

(注) 県民税の所得割額を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人及び県民税の所得割額を納めなくてもよい人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人を除く。)は、軽減されません。

■特例措置 ※特例措置を受けるためには、申告が必要です。

(1)対象鳥獣捕獲員に対する課税免除

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)」に基づき、県内市町村から任命された対象鳥獣捕獲員が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されません(令和11年3月31日までの登録に限る。)

(2)認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づき、鹿児島県の区域で捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者(従事者証の交付を受けた人)が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されません(平成27年5月29日から令和11年3月31日までの登録に限る。)

(3)鳥獣保護管理法の許可捕獲に従事した人に対する軽減

狩猟者の登録を受ける人が、登録申請をする日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて捕獲等を行った場合は、狩猟税の税率が2分の1に軽減されます(令和11年3月31日までの登録に限る。)

ただし、前年度にこの軽減措置を受けていた場合は、申請前1年以内で、かつ前年度の登録申請書を提出した日から今回の登録申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等を行った場合が軽減対象です。

■申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに、申告書に狩猟税証紙を貼って納めます。

産業廃棄物税

この税は、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、平成17年4月1日に導入した税金です。

■納める人

事業活動に伴い発生した産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設のうち、焼却施設に搬入する事業者（中間処理業者を含む。）

■納める額

搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

- 1 焼却施設への搬入 1トン当たり 800円
- 2 最終処分場への搬入 1トン当たり 1,000円

■申告と納税

最終処分業者又は焼却処理業者が産業廃棄物の処分料金とともに税金を受け取り、3か月分を取りまとめて最終月の翌月までに納めます。

■税収の使途

- 廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発
- 排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催
- 処理業者が設置する計量器整備への助成
- 産業廃棄物処理施設の整備等に向けた取組支援
- リサイクル製品の普及・啓発
- 産業廃棄物の不法投棄防止や原状回復 など

みんなの森づくり県民税

森林は、水源の涵養や災害の防止、地球温暖化防止等の様々な公益的な機能を有しています。

この税は、これらの森林の公益的機能を発揮させるための健全な森林づくりや、県民の皆様が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習・体験活動等に活用される税です。

■納める人

- 個人…個人県民税均等割を課税される人
- 法人…法人県民税均等割を課税される法人

■納める額

- 個人…500円／年
- 法人…均等割額の5%相当額



資本金等の額の区分	均等割(年額)	左のうちみんなの森づくり県民税(年額)
50億円超	840,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	567,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	136,500円	6,500円
1千万円超～1億円以下	52,500円	2,500円
1千万円以下	21,000円	1,000円

※ 個人県民税及び法人県民税で非課税及び減免の対象となるものは、同じ取扱いとなります。

■申告と納税

- 個人…県民税均等割(1,000円)に500円を加えて、市町村に住民税として納付します。
その後、市町村から県に払い込まれます。
- 法人…県民税均等割額にみんなの森づくり県民税の額を加えて、県に申告納付します。

延滞金・加算金

■延滞金

税金を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて次に掲げる額の延滞金が課されます。

〈平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金〉

延滞金	本則	特例	延滞金特例基準割合
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	(延滞金特例基準割合)+1.0%	国内銀行の貸出約定金利の月平均(前々年9月～前年8月)+1.0%です。
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	14.6%	(延滞金特例基準割合)+7.3%	令和7年度中における延滞金特例基準割合は1.4%です。

〈平成25年12月31日までの期間に対応する延滞金〉

延滞金	本則	特例	特例基準割合
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合	当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割合率に4%を加算した率です。
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	14.6%	特例基準割合の適用はありません。	

■加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税、特別地方消費税、産業廃棄物税について、事実より少なく申告したり、申告をしなかったり、税を免れようとした場合に加算金が課されます。

過少申告加算金	申告書を納期限内に提出した場合で、その申告が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合	増差税額の10% ※増額した税額が納期限内に申告した税額又は、50万円のいずれか多い額を超える場合は、その超える分の5%を更に加算します。
不申告加算金	納期限後に申告し、更正処分を受けた場合、又は申告しなかったため決定処分を受けた場合	納める税額の15% ※納める税額の15%に該当する場合で、納めるべき税額が50万円を超える場合はその超える分の5%を更に加算します。 ただし、決定があることを予知しないで納期限後に申告した場合は5%です。
重加算金	二重帳簿を作る等して、故意に税を免れようとした場合	【納期限内に申告をしている場合】 増差税額の35% 【納期限後に申告をした場合、又は申告をしなかった場合】 納める税額の40%

■加算金の加重措置

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算金の割合が加重される措置が設けられました。

過去5年以内に同じ税目に対して無申告加算金又は重加算金を課された事がある場合、加算金の割合に10%加重されます。

納税者のための制度

税金は、納期限までに納めなくてはなりませんが、理由によっては、納税の猶予、納期限等の延長、県税の減免等が受けられる場合があります。

また、申告を誤った場合は更正の請求を、県税の処分等に不服がある場合は審査請求をすることができます。いずれも申請などの手続が必要となりますので、詳しくは、県の各地域振興局・支庁に御相談ください。

■納税の猶予

次のような場合には納税が猶予される場合があります。

要 件	猶予期間
財産が災害(震災, 風水害, 火災等)又は盗難にあったとき	1年以内 (事情により2年以内)
本人や生活をともしにする親族が病気や負傷をしたとき	
事業に大きな損失を受けたり, 廃業や休業をしたとき	
軽油引取税で, 軽油の販売代金が掛け売りのため, 申告納入期限までに納めることができないとき	2か月以内
産業廃棄物税で, 産業廃棄物の処理料金が掛け売りのため, 申告納入期限までに納めることができないとき	

■納期限等の延長

災害等によって、申告や納税が納期限までにできないと認められる場合には、災害等がやんだ日から2か月以内に限り、納期限等が延長されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告や納付ができないやむを得ない理由がある場合、申請により、影響がやんだ日から2か月以内の範囲で、納期限等の延長が認められます。

■県税の減免等

○災害その他の特別な事情がある場合

次の場合には、申請することによって県税が減額や免除されることがあります。

税 目	主な減免理由
個人事業税	災害によって事業用資産等に損害を受けた場合
不動産取得税	災害で損害を受けた不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合 取得した不動産が納期限までに災害で損害を受けた場合
自動車税種別割	一定の要件に該当する身体障害者, 精神障害者又は知的障害者のために利用される場合 自己の所有に係る自動車の損害額(保険金等による補填金額を除く。)*が, 年税額の4倍以上の場合
自動車税環境性能割	一定の要件に該当する身体障害者, 精神障害者又は知的障害者のために利用される場合
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が, 天災等の特別な事情により, 納税することができないと認められる場合

※ 個人県民税は市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。

■更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税、産業廃棄物税について、誤った申告書を提出して、税金を多く納めすぎた場合には、法律で定められた納期限から5年以内に限り、更正の請求ができます。

■県税に関する審査請求

県税の賦課決定や滞納処分等について不服がある場合は、知事に対して「審査請求」をすることができます。この場合、納税通知書等を受け取る等、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に手続をとることが必要です。

できるだけ所管の地域振興局・支庁を通じて、手続をとってください。

県税の納税方法

金融機関等での納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書や納付書、納入申告書等により、次の窓口で納付できます。

銀 行	鹿児島銀行の本店・支店・出張所、南日本銀行の本店・支店、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行の本店・支店・出張所
信 用 金 庫	鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫の本店・支店・出張所
農 協 関 係	鹿児島県信用農業協同組合連合会の本所、県内の各農業協同組合の本所・支所
漁 協 関 係	九州信用漁業協同組合連合会の本店及び県内支店・出張所
信 用 組 合	鹿児島興業信用組合、奄美信用組合の本店・支店、鹿児島県医師信用組合の本店
労 働 金 庫	九州労働金庫の本店・支店
郵 便 局	九州各県（沖縄県を除く）内のゆうちょ銀行の本店・支店並びに郵便局（電子収納対応納付書の場合は、全国）
県 の 機 関	鹿児島地域振興局県税管理課・自動車税課 南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅の各地域振興局県税課及び大隅地域振興局県税課曾於市駐在熊毛、大島の各支庁県税課

※自動車税種別割については全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口でも納付できます。

口座振替による納税

- 口座振替のできる税金
 - ・個人事業税 ・自動車税種別割
- 口座振替のできる金融機関
 - ・上の表のうち、下線を引いている金融機関の県内にある本・支店等で御利用できます。（ただし、ゆうちょ銀行では全国の本・支店で御利用できます。）
 - ・手数料はいりません。
- 申込みの方法
 - ・預金口座に御使用の印鑑を御準備の上、金融機関へお申し込みください。
 - ・令和7年8月から一部の金融機関でWebからもお申し込みいただけます。詳しくは県ホームページをご覧ください。→<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/koufuri.html>
 - ※手続には2か月ほどかかりますので、申込みの時期によっては、次年度（次期）からの口座振替となります。

コンビニエンスストアでの納税

- 納付できる税金
 - ・個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割
 - ※現金による納付に限ります（クレジットカードは利用できません）。
 - ※表面の赤色帯部分に「コンビニエンスストアでも納付できます。」と記載のある納付書で納付できます。
 - ただし、表示されている「延滞金計算日」の日までに限ります。
- 納付できるコンビニエンスストア（全国の各店舗）
 - ・MMK設置店、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン（五十音順）

■クレジットカードによる納税

- 納付できる税金
 - ・自動車税種別割
- 使用できるクレジットカード
次の国際ブランドのロゴがあるクレジットカードが利用できます。
 - ・Mastercard, VISA, JCB, ダイナース, American Express
- 納付の方法
 - ・「地方税お支払サイト」を利用してパソコンやスマートフォンなどから手続きをします。
納付手続は、「地方税お支払サイト」のページから画面指示に従い、行ってください。
地方税お支払サイト → <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>
- 手数料
 - ・収納対象額毎に、以下のシステム利用料(決済手数料)が必要となります。

収納対象の額(1回あたり)	
1円以上10,000円以内	40円
10,001円以上20,000円以内	123円
20,001円以上30,000円以内	205円
30,001円以上40,000円以内	288円
40,001円以上50,000円以内	370円
50,001円以上	以降10,000円増加毎に 82円または83円を加算

■電子収納による納税

- 納付できる税金
 - ・表面の赤色帯部分に「Pay-easy(ペイジー)収納サービスに対応しています。」と記載のある納付書であれば、どの税金でも納付できます。ただし、表示されている「延滞金計算日」の日までに限ります。
- 納付の方法
 - ・納税通知書等に記載されている①収納機関番号, ②納付番号, ③確認番号,
④納付区分をATM, パソコン, スマートフォンなどから入力することにより納税できます。
- 利用できる金融機関



金 融 機 関	ATM	パソコン	モバイル
みずほ銀行, 三井住友銀行, 福岡銀行, 熊本銀行, ゆうちょ銀行 及び郵便局	○	○	○
鹿児島銀行, 南日本銀行, 西日本シティ銀行, 宮崎太陽銀行, 肥後銀行		○	○
九州労働金庫		○	○
鹿児島信用金庫, 鹿児島相互信用金庫, 奄美大島信用金庫		○	○
奄美信用組合		○	○
鹿児島県信用農業協同組合連合会及び県内の農業協同組合	○	○	○
九州信用漁業協同組合連合会		○	○

※ パソコン, スマートフォンなどで納税する場合は, 金融機関とインターネットバンキングやモバイルバンキングの契約をかわす必要がありますので, あらかじめ金融機関に御確認ください。

■スマホ決済アプリによる納税

- 納付できる税金
 - 個人事業税, 不動産取得税, 自動車税種別割
- 利用できるスマホ決済アプリ
PayB(鹿児島銀行については「かぎんPayB」), PayPay
(自動車税種別割は上記以外に auPAY, 楽天ペイ, d払いも利用できます。)
- 納付の方法
 - ・スマートフォンから手続きをします。
納付手続は, 各種スマホアプリのスキャン機能から, QRコードまたはバーコードを読み取り,
各アプリの画面指示に従い, 行ってください。

■地方税共通納税システムによる納税

- 納付できる税金
 - ・法人県民税, 法人事業税, 地方法人特別税, 特別法人事業税, 県民税利子割, 県民税配当割,
県民税株式譲渡所得割, 自動車税種別割, 県たばこ税, ゴルフ場利用税
- 納付の方法
 - ・eLTAXに対応したソフトウェア(PCdesk等)により, 納付手続を行ってください。
 - ・eLTAXについては, 「県税の電子申告」を御覧ください。

県税の納税証明書

■自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

請求窓口	県の地域振興局・支庁県税担当課(鹿児島地域振興局は自動車税課, 県税管理課)
請求の際に必要なもの	自動車検査証
	窓口に来所される方の本人確認書類(自動車検査証を持参できない場合)
	委任状(自動車検査証を持参できない場合で, 代理人による請求の場合)
	領収証書(納付後おおむね3週間以内の場合)
	身体障害者手帳等, 運転をされる方の運転免許証(減免を受けている場合) 住民票謄本など(上記の介添運転に係る減免を受けている場合で, 本人及び運転者の住所が確認できるもの)
交付手数料	無料

【自動車税種別割の納税確認の電子化について】

自動車の車検更新時における自動車税種別割の納税確認については、自動車税種別割の未納のない場合(延滞金含む)に限り、運輸支局で電子的に納税確認できるようになりました。
ただし、次の場合には、従来どおり運輸支局の窓口で納税証明書を提示してください。

- 軽自動車、二輪の小型自動車が車検を受ける場合
→ 市町村が発行する納税証明書の提示が必要です。
- 自動車税種別割減免・免除等の車両が車検を受ける場合
- 自動車税種別割を納付後、すぐに車検を受ける場合
→ 運輸支局で納税確認ができるようになるまでは、次の日数が必要となります。
このため、納付後すぐに車検を受ける必要がある場合には、金融機関やコンビニエンスストアで納付いただき、納税通知書に添付の納税証明書を運輸支局の車検窓口へ提示してください。
 - ・ 金融機関 → 納付日から2～10日程度
 - ・ クレジットカード → 手続日から1週間程度
 - ・ コンビニ、ペイジー → 納付日から2日程度
 - ・ スマホアプリ → 納付日から1～3週間程度

■各県税の納税証明書

請求窓口	県の地域振興局・支庁県税担当課(鹿児島地域振興局は県税管理課)
請求の際に必要なもの	納税証明請求書(県の地域振興局・支庁に備えてあります。 また、県のホームページからも取得できます。)
	委任状(代理人による請求の場合)
	窓口に来所される方の本人確認書類(マイナンバーカード, 運転免許証等)
	領収証書(納付後おおむね3週間以内の場合)
交付手数料	証明書1枚につき400円の収入証紙の購入が必要

納税証明書は、「税額の証明」と「未納なし証明」があります。

どちらの証明が必要かあらかじめ御確認ください。

- 税額の証明・・・事業年度課税額, 納税済額, 未納額が表示されます。
- 「県税に未納がない」ことの証明
・・・「県税について未納はありません」と表示されます。未納がある場合は交付できません。

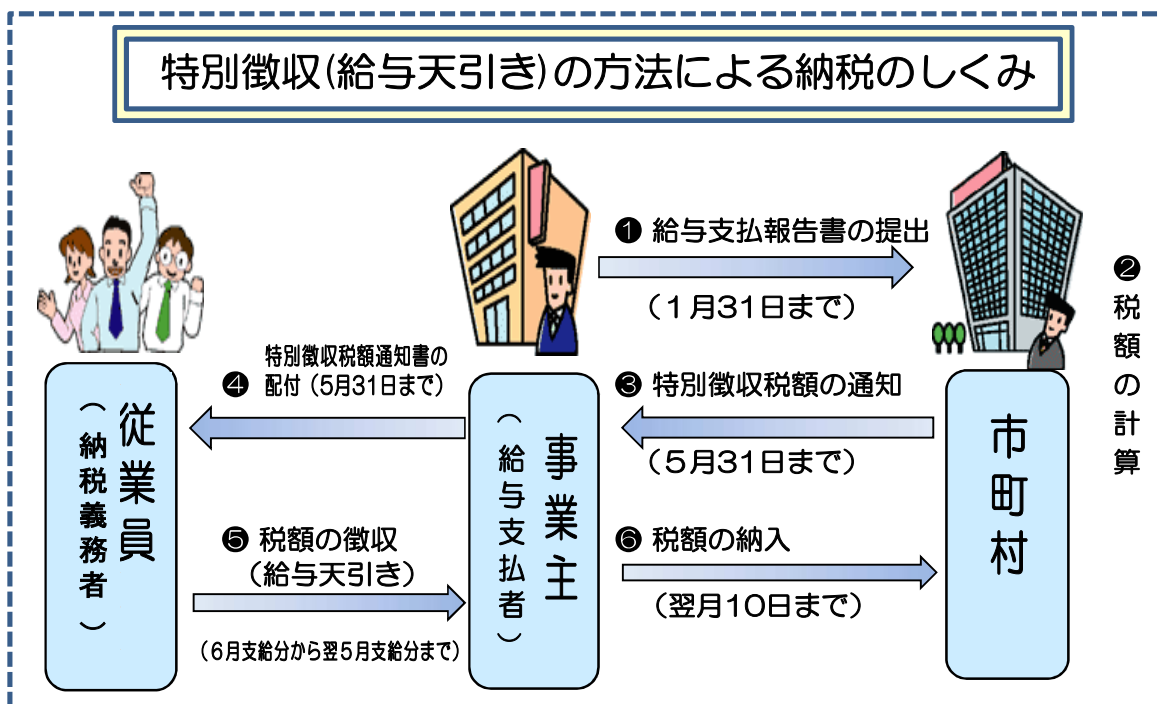
個人住民税の特別徴収制度

◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

◎特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者宛てに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。



現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、次の手順をとっておく必要があります。

●毎年、1月末までに市町村に提出している「給与支払報告書(総括表)」に、「**特別徴収に変更**」と**朱記**して住民税担当課に提出してください。

これにより、市(町村)・県民税特別徴収額の決定通知書が送られてきますので、翌年度6月から特別徴収を開始することができます。

詳しくは、従業員の方の住所地市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

詳しくは、各市町村の住民税担当課(次ページ)へお問い合わせください。

こちらも御覧ください。鹿児島県ホームページ

「<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>」

個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないといけないのですか？ 何か制度が変わったのですか？

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか？

A 次のように、いくつかのメリットがあります。

- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
- ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
- ③ 従業員の方々が、年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し、特別徴収は年12回払いとなるため、1回当たりの納税額が少なくて済みます。



Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数を御記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。

※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

©鹿児島県ぐりぶー

この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課 (099-286-2196)、市町村課 (099-286-2234)

鹿児島地域振興局 課税課	099-805-7221	大隅地域振興局 課税課	0994-52-2097
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1317	熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
北薩地域振興局 県税課	0996-25-5205	大島支庁 県税課	0997-57-7229
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126		

具体的な手続に関するお問い合わせ先（各個人住民税担当課）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鹿児島市	市民税課	099-216-1173	奄美市	税務課	0997-52-1111	南種子町	税務課	0997-26-1111
鹿屋市	税務課	0994-31-1112	南九州市	税務課	0993-36-1111	屋久島町	住民税課	0997-43-5900
枕崎市	税務課	0993-72-1111	伊佐市	税務課	0995-23-1311	大和村	住民税務課	0997-57-2111
阿久根市	税務課	0996-73-1203	始良市	税務課	0995-66-3111	宇検村	住民税務課	0997-67-2211
出水市	税務課	0996-63-4031	三島村	総務課	099-222-3141	瀬戸内町	税務課	0997-72-1116
指宿市	税務課	0993-22-2111	十島村	総務課	099-222-2101	龍郷町	住民税務課	0997-62-3111
西之表市	税務課	0997-22-1111	さつま町	税務課	0996-53-1111	喜界町	住民税務課	0997-65-3686
垂水市	税務課	0994-32-1111	長島町	税務課	0996-86-1172	徳之島町	税務課	0997-82-1111
薩摩川内市	税務課	0996-23-5111	湧水町	住民税務課	0995-74-3111	天城町	くらしと税務課	0997-85-5268
日置市	税務課	099-248-9412	大崎町	税務課	099-476-1111	伊仙町	くらし支援課	0997-86-3111
曾於市	税務課	0986-76-8804	東串良町	税務課	0994-63-3109	和泊町	税務課	0997-84-3514
霧島市	税務課	0995-64-0884	錦江町	住民税務課	0994-22-3037	知名町	税務課	0997-84-3154
いちき串木野市	税務課	0996-33-5616	南大隅町	税務課	0994-24-3116	与論町	税務課	0997-97-3111
南さつま市	税務課	0993-53-2111	肝付町	税務課	0994-65-8414			
志布志市	税務課	099-474-1111	中種子町	税務課	0997-27-1111			

鹿児島県個人住民税特別徴収
適正実施連絡会議

県税の電子申告

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告

納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図るためのサービスで、従来、申告書(書面)を提出して行われていた地方税の申告手続を、インターネットを利用して行うことができます。

■利用できる手続

- 法人三税(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税)、金融所得課税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税、核燃料税の電子申告、電子申請・届出
- 税目共通の手続き(更正請求書、申告書の提出期限の延長の承認申請書等)

■電子申告のメリット

- 申告書を窓口を持参したり、郵送する必要がなく、自宅やオフィス等からインターネットを利用して申告できます。
- 複数の地方公共団体への申告窓口が一元化されます。
- eLTAXに対応した税務会計ソフトでデータを作成・送信するため、計算チェック機能により入力誤り等を防止できます。

■事前の準備

- パソコン環境の準備、電子証明書の取得、利用届出、eLTAX対応ソフトウェア(PCdesk等)の入手が必要です。
- 電子証明書は次の認証局が発行したものが対象です。
 - ・公的個人認証局 ・商業登記認証局 ・税理士認証局 等
 ※その他、利用可能な特定の民間認証局については、eLTAXホームページで御確認ください。

また、「関与税理士に依頼して電子申告する場合、納税者本人の電子証明書は不要となる」等、詳しい内容についてはeLTAXのホームページに掲載されています。

eLTAXに関する詳細については・・・

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

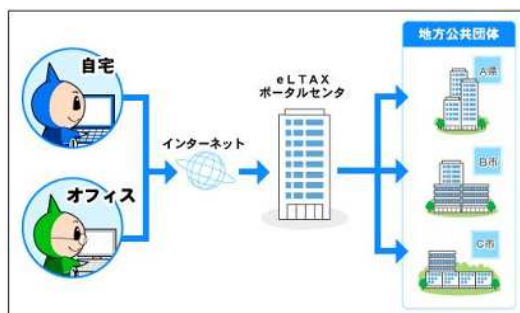
を御覧いただくか、

eLTAXヘルプデスク 0570-081459

にお問い合わせください。

(電話受付: 月～金、9:00～17:00)

■電子申告のイメージ



★まずは、利用届出！

- ①eLTAXホームページから利用届出(新規)を送信
- ②「手続き完了通知」メールの受信

★それから、電子申告！

- ①eLTAX対応ソフトウェアで申告データ作成
- ②利用者ID・電子署名を用いて、申告データを送信
- ③申告データ受付結果の受信
- ④地方公共団体にて申告書審査

■地方税共通納税システムの導入

令和元年10月から、eLTAXにおいて、「地方税共通納税システム」が導入されており、鹿児島県もこれに対応しています。

- 地方税共通納税システム・・・地方税を、電子申告から一連の流れで電子的に納付できるシステムです。

※県税の納付については、P33～P34「県税の納税方法」を御覧ください。

県税関係の申請書・届出書のダウンロード

県税関係の申請書・届出書様式を鹿児島県ホームページからダウンロードできます！

鹿児島県のホームページ

鹿児島県

検索

<https://www.pref.kagoshima.jp/>

「くらし・環境」→「税金」→「申請の手続き案内」



税金

納税者の皆さまへ

- 令和7年度自動車税種別割の納税通知書が発送されました
- 令和6年能登半島地震に係る県税の申告等期限の延長について
- 委託業務による個人情報の漏えい事案について（第2報）
- 委託業務による個人情報の漏えい事案について（第1報）
- 県税の納付が困難となった方へ（県税の猶予制度のお知らせ）
- 地方税統一QRコード（eL-QR）を利用した自動車税種別割の納付について
- 鹿児島県の適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号のお知らせ
- 自動車税種別割のクレジットカード納付について
- 滞納処分に係る給与等の支給状況の照会について
- 車検時の自動車税種別割納税証明書の提示は原則不要となりました
- 「収納済通知書（普査検用納税証明書）」、「口座振替済通知書」等の送付を廃止しました（お知らせ）
- 法人設立ワンストップサービスの拡大について

申請の手続き案内

- 【重要】熊毛地域で「納税証明書の交付請求」「免稅軽油使用者証の申請」をされる方へ（熊毛支庁証紙販売終了のお知らせ）
- 災害減免等の申請
- 不動産取得税の申請
- 電子申告（eLTAX）
- 県税の納税証明書
- 自動車税の申請
- 法人三税の申告
- 軽油引取税の申請
- 鉱区税の申告
- 個人事業税の申告
- 県たばこ税の申請
- 電子収納（ペイジー収納）
- 狩猟税の申告

納税カレンダー(主なもの)

令和7年度

月	県 税	市町村税	国 税
4	●産業廃棄物税	●軽自動車税種別割	
5	●自動車税種別割 (納期限6月2日) ●鉱区税	●固定資産税(第一期分)	●申告所得税延納分 (納期限6月2日)
6	●県民税(第一期分)	●市町村民税(第一期分)	
7	●産業廃棄物税	●固定資産税(第二期分)	●申告所得税予定納税 (第一期分) (納期限7月31日)
8	●個人事業税(第一期分) ●県民税(第二期分)	●市町村民税(第二期分)	
9		●固定資産税(第三期分)	
10	●県民税(第三期分) ●産業廃棄物税	●市町村民税(第三期分)	
11	●個人事業税(第二期分) ●税を考える週間 (11月11日～11月17日)	●税を考える週間 (11月11日～11月17日)	●税を考える週間 (11月11日～11月17日) ●申告所得税予定納税 (第二期分) (納期限12月1日)
12		●固定資産税(第四期分)	
1	●県民税(第四期分) ●産業廃棄物税	●市町村民税(第四期分)	●申告所得税の確定申告 (納期限3月16日) ●贈与税の申告 (納期限3月16日) ●消費税の確定申告 (個人事業者) (納期限3月31日)
2			
3			

※ 市町村税は各市町村によって納期が異なりますので、必ずしもこのカレンダーと同じとは限りません。



©鹿児島県ぐりぶー

お問い合わせ先

■ 国税についてのお問い合わせ先

国税については、最寄りの税務署までお問い合わせください。

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
伊集院税務署	〒899-2591 日置市伊集院町下谷口1532	099-273-2541	日置市, いちき串木野市
出水税務署	〒899-0298 出水市昭和町22-13	0996-62-0200	阿久根市, 出水市, 出水郡
指宿税務署	〒891-0491 指宿市大牟礼5丁目9-1	0993-22-2548	指宿市
大島税務署	〒894-8677 奄美市名瀬長浜町1-1	0997-52-4321	奄美市, 大島郡
大隅税務署	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2	099-482-0007	曾於市, 志布志市, 曾於郡
鹿児島税務署	〒890-8691 鹿児島市荒田1丁目24-4	099-255-8111	鹿児島市, 鹿児島郡
加治木税務署	〒899-5291 姶良市加治木町諏訪町13	0995-62-2161	霧島市, 伊佐市, 姶良市, 姶良郡
鹿屋税務署	〒893-8691 鹿屋市西原4丁目5-1	0994-42-3127	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡
川内税務署	〒895-8601 薩摩川内市若葉町1-25	0996-22-2830	薩摩川内市, 薩摩郡
種子島税務署	〒891-3194 西之表市西之表16314-6	0997-22-0440	西之表市, 熊毛郡
知覧税務署	〒897-0393 南九州市知覧町郡6212	0993-83-2411	枕崎市, 南さつま市, 南九州市

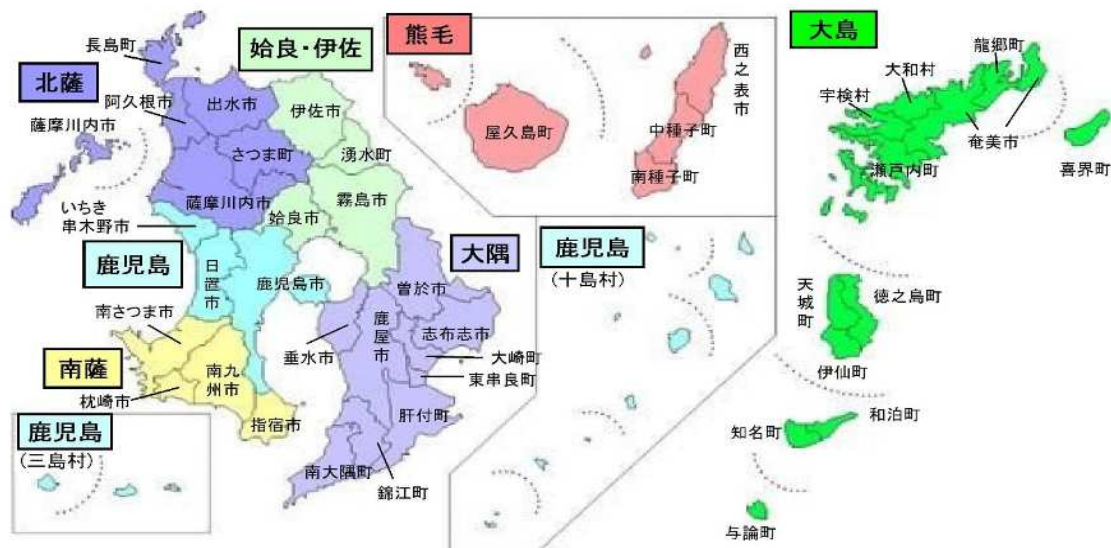
※ 電話は自動音声で御案内しますので、案内に従って、番号をプッシュ(ダイヤル)してください。

■市町村税についてのお問い合わせ先

市町村税については、お住まいの市役所又は役場までお問い合わせください。

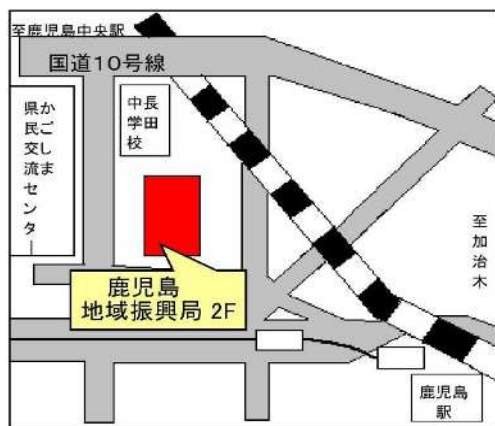
市町村名	所在地	電話番号
鹿児島市	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1	099-224-1111
鹿屋市	〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111
枕崎市	〒898-8501 枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	〒899-1696 阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
出水市	〒899-0292 出水市緑町1-3	0996-63-2111
指宿市	〒891-0497 指宿市十町2424	0993-22-2111
西之表市	〒891-3193 西之表市西之表7612	0997-22-1111
垂水市	〒891-2192 垂水市上町114	0994-32-1111
薩摩川内市	〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	〒899-2592 日置市伊集院町郡1丁目100	099-273-2111
曾於市	〒899-8692 曾於市末吉町二之方1980	0986-76-1111
霧島市	〒899-4394 霧島市国分中央3丁目45-1	0995-45-5111
いちき串木野市	〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
南さつま市	〒897-8501 南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111
志布志市	〒899-7192 志布志市志布志町志布志2丁目1-1	099-472-1111
奄美市	〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
南九州市	〒897-0392 南九州市知覧町郡6204	0993-83-2511
伊佐市	〒895-2511 伊佐市大口里1888	0995-23-1311
始良市	〒899-5492 始良市宮島町25	0995-66-3111
三島村	〒892-0821 鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	〒892-0822 鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
さつま町	〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	〒899-1498 出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111
湧水町	〒899-6292 始良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	〒899-7305 曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	〒893-1693 肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	〒893-2392 肝属郡錦江町城元963	0994-22-0511
南大隅町	〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3111
肝付町	〒893-1207 肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511
中種子町	〒891-3692 熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1111
南種子町	〒891-3792 熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町	〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20	0997-43-5900
大和村	〒894-3192 大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111
宇検村	〒894-3392 大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	〒894-1592 大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	〒894-0192 大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	〒891-6292 大島郡喜界町大字湾1746	0997-65-1111
徳之島町	〒891-7192 大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	〒891-7692 大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	〒891-8293 大島郡伊仙町大字伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	〒891-9112 大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111
知名町	〒891-9295 大島郡知名町知名307	0997-93-3111
与論町	〒891-9301 大島郡与論町茶花1418-1	0997-97-3111

■県税についてのお問い合わせ先



●鹿児島地域振興局

〒892-8520 鹿児島市小川町3-56



県税管理課

管理第一係

099-805-7211, 7212

管理第二係

099-805-7213, 7214

課税課

事業税第一係

099-805-7220, 7221, 7223

事業税第二係

099-805-7222, 7470, 7252

不動産取得税第一係

099-805-7224, 7225

不動産取得税第二係

099-805-7227, 7228, 7229

間税係

099-805-7231, 7232

軽油調査係

099-805-7234, 7235

納税課

納税企画係

099-805-7241, 7217

納税第一係

099-805-7461, 7462, 7269

納税第二係

099-805-7463, 7246, 7464

自動車税係

099-805-7247, 7248, 7249,

099-805-7266, 7268

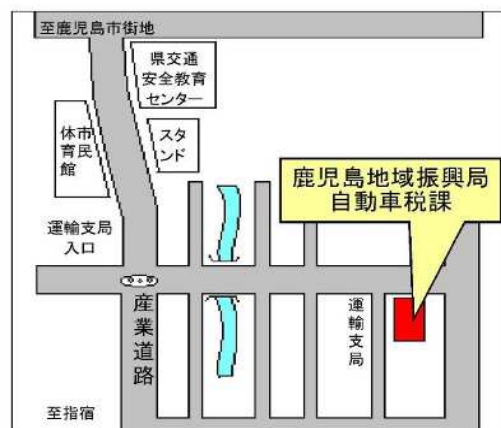
徴収対策支援係

099-805-7242, 7265, 7244

●鹿児島地域振興局 自動車税課

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目5-1

TEL 099-261-5611



●南薩地域振興局 県税課

〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13

管理納税係

0993-52-1315

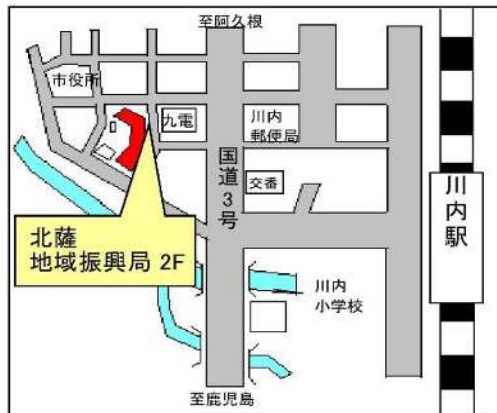
課税係

0993-52-1317



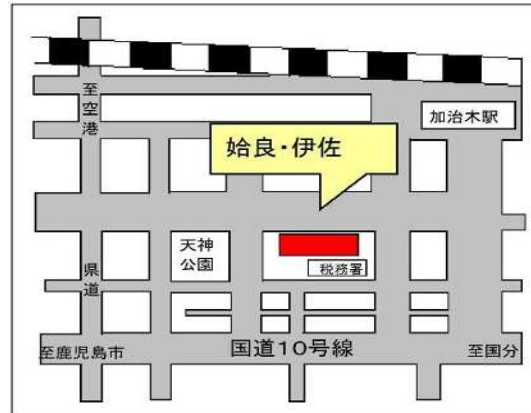
●北薩地域振興局 県税課

〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22
 管理納税第一係 0996-25-5202
 管理納税第二係 0996-25-5203
 課税第一係 0996-25-5205
 課税第二係 0996-25-5206



●始良・伊佐地域振興局 県税課

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12
 管理納税第一係 0995-63-8114
 管理納税第二係 0995-63-8116
 課税第一係 0995-63-8119
 課税第二係 0995-63-8126



●大隅地域振興局 県税課

〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6
 管理納税第一係 0994-52-2093
 管理納税第二係 0994-52-2094
 課税第一係 0994-52-2097
 課税第二係 0994-52-2098



●大隅地域振興局 県税課 曾於市駐在

〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2
 大隅合同庁舎(国)4階
 TEL 099-482-1138, 1992



●大島支庁 県税課

〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3
 管理納税係 0997-57-7225
 課税係 0997-57-7229



●熊毛支庁 県税課

〒891-3192 西之表市西之表7590
 管理納税係 0997-22-0063
 課税係 0997-22-0006



令和7年度税制改正(県税関係)のあらまし

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応〔令和8年1月1日施行〕

◎ 個人住民税

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	＜最低保障額＞ 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	＜給与収入200万円相当以下の場合＞ 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が遡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																								
③大学生年代の子等 (学費控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td><td>45万円(変更なし)</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>100万円</td><td>110万円</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基本額等	45万円(変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	100万円	110万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>95万円 +47万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>103万円</td><td>160万円</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 +47万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	103万円	160万円
	改正前	改正後																								
基本額等	45万円(変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 +47万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	103万円	160万円																								

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

2 地方創生や活力ある地域経済の実現〔令和7年4月1日施行〕

◎ 企業版ふるさと納税の延長(法人住民税・事業税)〔令和7年4月1日施行〕

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果(法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割)を維持した上、適用期限を3年延長

3 安心安全な地域社会の実現〔令和7年4月1日施行〕

◎ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(不動産取得税)

- 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

4 車体課税〔令和7年4月1日施行〕

◎ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長(自動車税環境性能割)

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

5 納税環境整備〔令和9年4月1日施行〕

◎ 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

- 地方税関係通知のうち、自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。

6 地方のたばこ税〔令和8年4月1日施行〕

◎ たばこ税の見直し

- 加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。

県税のしおり

令和7年7月発行

編集・発行／鹿児島県総務部税務課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2196 FAX 099-286-5514



©鹿児島県ぐりぶー



©鹿児島県ぐりぶー

税務課ホームページ <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>